

広島県告示第七百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成二十九年広島県告示第三百七十六号で定めた平成三十年一月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に県が行う物品及び役務（建設工事、土木建築工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）を調達するための一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の申請書の提出期間及び有効期間を次のとおり変更する。

令和二年六月十一日

広島県知事 湯崎英彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
一 一 五 （略）	一 一 五 （略）	一 一 五 （略）
六 申 請 書 の 提 出 期 間	六 申 請 書 の 提 出 期 間	六 申 請 書 の 提 出 期 間
2 1 隨 時 受 付 平成二十九年十二月十八日（ 月）から令和三年十一月十五日（月）まで とする。 （略）	2 1 隨 時 受 付 平成二十九年十二月十八日（ 月）から平成三十二年十一月十三日（金） までとする。 （略）	2 1 隨 時 受 付 平成二十九年十二月十八日（ 月）から平成三十二年十一月三十日（金） までとする。 （略）
八 七 入 札 參 加 資 格 の 有 效 期 間	八 七 入 札 參 加 資 格 の 有 效 期 間	八 七 入 札 參 加 資 格 の 有 效 期 間
1 定 例 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 平成三 十年一月一日から令和三年十二月三十 日までとする。 2 隨 時 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 申 請 を 受 理 し た 日 の 次 の 十 六 日 の 屬 す る 月 の 翌 月 の 一 日 か ら 令 和 三 年 十 二 月 三 十 一 日 ま で と す る。	1 定 例 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 平成三 十年一月一日から平成三十二年十二月三十 日までとする。 2 隨 時 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 申 請 を 受 理 し た 日 の 次 の 十 六 日 の 屬 す る 月 の 翌 月 の 一 日 か ら 平 成 三 十 二 年 十 二 月 三 十 一 日 ま で と す る。	1 定 例 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 平成三 十年一月一日から平成三十二年十二月三十 日までとする。 2 隨 時 受 付 の 期 間 に 受 理 し た 申 請 申 請 を 受 理 し た 日 の 次 の 十 六 日 の 屬 す る 月 の 翌 月 の 一 日 か ら 平 成 三 十 二 年 十 二 月 三 十 一 日 ま で と す る。
九 特 定 調 達 契 約 に 係 る 競 争 入 札 參 加 資 格 の 特 例	九 特 定 調 達 契 約 に 係 る 競 争 入 札 參 加 資 格 の 特 例	九 特 定 調 達 契 約 に 係 る 競 争 入 札 參 加 資 格 の 特 例

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加を希望する者については、前記六及び八で定めるところにかかわらず、それぞれの特定調達契約に係る競争入札の公告に定める期間に申請書の提出を受け付け。この場合の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定日から令和三年十二月三十一日までとする。ただし、申請を受理した日が十六日より前の日であるときは、認定日から申請を受理した日の十六日の属する月の末日までの間は、特定調達契約に係る競争入札に限り参加できるものとし、申請を受理した日が十六日以後の日であるときは、認定日から申請を受理した日の次の十六日の属する月の末日を受理した日の次の十六日の属する月の末日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加を希望する者については、前記六及び八で定めるところにかかわらず、それぞれの特定調達契約に係る競争入札の公告に定める期間に申請書の提出を受け付け。この場合の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定日から平成三十二年十二月三十一日までとする。ただし、申請を受理した日が十六日より前の日であるときは、認定日から申請を受理した日の十六日の属する月の末日までの間は、特定調達契約に係る競争入札に限り参加できるものとし、申請を受理した日が十六日以後の日であるときは、認定日から申請を受理した日の次の十六日の属する月の

までの間は、特定調達契約に係る競争入札に
限り参加できるものとする。

十一一十三 (略)

末日までの間は、特定調達契約に係る競争入
札に限り参加できるものとする。

十一一十三 (略)